

第3期第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画の概要

1 背景及び目的

イノシシは狩猟資源として、また生態系を構成する要素として重要な役割を果たしているが、本県のイノシシによる農林業被害は、野生鳥獣による被害の4割以上を占め、農林業に深刻な影響を与えている。

県では、これまで狩猟や有害鳥獣捕獲及び防護対策等を推進してきており、その結果、農林業被害は近年減少傾向にあるものの、依然として高い水準で発生している。

こうした中、平成26年5月、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、法律の名称が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改められるとともに、鳥獣の保護管理に係る施策体系が整理され、「特定鳥獣保護管理計画」は、特に保護すべき鳥獣に関する「第一種特定鳥獣保護計画」と、特に管理すべき鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」に区分された。

このため、生物多様性の確保、農林業の健全な発展等の観点から、イノシシ個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に減少させることを目的として、「第3期第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画」を策定する。

2 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

改正鳥獣保護法の施行の日(平成27年5月29日)において変更し、第二種特定鳥獣管理計画とする。

3 管理を行う区域

山口県全域

4 管理の目標等

(1) 現状

① 生息環境

本県の林野面積は約43万9千haで、県土に占める割合は72%。平成22年の耕作放棄地面積は約4千haで、昭和50年の約2倍に増加

② 生息状況及び捕獲状況

一部の島しょを除き、県内全域に生息

なお、平成26年度に環境省が実施した個体数推定結果によると、中国地方の生息数は、平成23年度末は87,446頭～171,370頭(中央値101,278頭)、平成24年度末で78,333頭～168,237頭(中央値97,610頭)と減少傾向にある。

また、捕獲は、狩猟と有害鳥獣捕獲により行われ、捕獲頭数は増加傾向。平成22年度には過去最高の18,055頭を捕獲(表1)

表1 近年のイノシシ捕獲頭数の推移

(単位：頭)

| 区 分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 狩 猟 | 5,017 | 5,421 | 6,242 | 5,369 | 9,260 | 6,672 | 5,055 | 5,789 |
| 有害捕獲 | 5,133 | 5,133 | 6,348 | 5,702 | 8,795 | 8,718 | 9,719 | 9,462 |
| 計 | 10,150 | 10,554 | 12,590 | 11,071 | 18,055 | 15,390 | 15,772 | 15,251 |

③ 生態及び食性

年1産で平均4~5頭を出産し、高い繁殖力を持つ。短期間でも個体数の変動が大きい。雑食性

(2) 被害状況及び被害防除対策

主な被害は水稻、野菜類、麦・雑穀、果樹類。平成22年度には3億7千万円を超える被害が発生(表2)。被害防除対策として、これまで電気柵やトタン板等の防護柵を設置

表2 野生鳥獣全体に占めるイノシシによる農林業被害額の推移

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 平成5年 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 鳥獣被害全体 | 1,016 | 1,040 | 658 | 647 | 721 | 801 | 680 | 589 | 540 |
| イノシシ被害 | 276 | 323 | 293 | 288 | 316 | 371 | 330 | 286 | 240 |
| (割合) | 27.2 | 31.1 | 44.5 | 44.4 | 43.8 | 46.3 | 48.5 | 48.6 | 44.4 |

(3) 狩猟者の状況

狩猟者登録数は、昭和43年度から53年度にかけてピーク(昭和51年度9,347人)に達し、その後減少、平成22年度は3,039人。第一種銃猟登録者が減少し、網・わな猟登録者は増加

近年、50歳以上の狩猟免許所持者が増加し、全体の約9割を占め、高齢化が顕著

(4) 保護管理の目標

農林業被害額を管理目標とし、本計画においては、「3億7千万円(※)の半分以下」を目標とする。 ※平成22年度の被害額で過去最高

(5) 目標を達成するための基本的な考え方

県と市町との役割分担の下、捕獲対策に加え、防護・生息環境対策及び担い手対策を総合的に推進する。また、捕獲数や被害額等を的確に把握し、計画の進捗状況を評価し、今後の対策を検討する。

5 鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体群管理の考え方

狩猟期間の延長等の規制緩和を継続し、狩猟の強化を図るとともに、被害状況に応じた有害鳥獣捕獲を強化する。

(2) 個体群管理の目標

捕獲目標頭数を年間 18,000 頭とする。

(3) 個体群管理の方法

① 規制緩和等の継続

- ・狩猟期間の延長（11月15日から2月15日まで⇒11月1日から3月31日まで）
- ・くくりわなの輪の直径を12cm以内から15cm以内に緩和

② 有害鳥獣捕獲の推進

県と市町との役割分担の下、各地域の被害実態に応じた有害鳥獣捕獲を推進する。

③ 捕獲機材の充実及び捕獲技術の向上

箱わなの設置基数の拡大等による捕獲強化を推進するとともに、捕獲マニュアルの活用等による捕獲技術の向上を図る。

④ 狩猟者の確保・育成

鳥獣保護法改正に伴い、わな猟免許取得年齢の20歳から18歳への引き下げや認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設が行われたことを踏まえ、農林業者や農業高校生・大学生等への狩猟免許試験のPR、県下各地での試験の実施、民間事業者に対する鳥獣捕獲等事業への参入の働きかけ等により狩猟者の確保に努める。また、捕獲技術研修等により狩猟者の育成に努める。

⑤ 地域ぐるみの捕獲活動の推進

農林業者の狩猟免許の取得促進や、狩猟者と地域の関係者との連携・協力による、地域ぐるみの捕獲活動を推進する。

6 生息地の保護及び整備に関する事項

鳥獣保護区等の指定による生息環境の保護を図るとともに、耕作放棄地の解消等自然環境の改善に努める。

7 その他管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

捕獲を強化するだけでは、イノシシによる農林業被害を軽減させることはできないことから、防護柵の設置や集落での誘因物の除去等、被害防除対策に総合的に取り組むことが重要であることから、県と市町との役割分担の下、以下の対策を進める。

- ① 農林業者への被害防除のための普及啓発
- ② 既存の被害防除対策の見直し・改良
- ③ 新たな被害防除技術の開発、実施

(2) 調査研究

イノシシの適正な管理を推進するため、捕獲頭数等の調査を実施し、データの蓄積に努める。

(3) 計画の推進体制

行政、関係団体及び関係者が互いに連携を密にして合意形成を図る。また、市町や関係機関との連携強化を図る。

(4) 計画の進行管理

計画的なイノシシの管理を行うため、「イノシシ対策検討会」及び「自然環境保全審議会鳥獣保護部会」において、本計画の進捗状況を評価し、必要に応じて保護管理目標等の見直しを検討する。